スペインと韓国, 特許審査ハイウェイ試行開始に合意

2011 年 5 月 30 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

スペイン特許商標庁(SPTO)は、5 月 26 日に韓国知的財産庁(KIPO)との間で特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)の試行開始に合意した旨、プレスリリースを行った。試行期間は7 月 1 日からの1 年間であり、その後自動的に本格実施へと移行することとされているが、双方の同意によって試行期間が延長される可能性もある。また、試行の対象には、パリ優先権主張を伴う国内出願のみならず、見解書などの PCT の成果物が含まれる。

SPTO にとっての PPH 合意は、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、カナダ 知的財産庁(CIPO)、フィンランド(NBPR)、ポルトガル産業財産庁(INPI)、ロシア特許 商標庁(ROSPATENT)に続いて 7 つ目。

SPTO によるプレスリリースは、以下参照

<u>Firmado un Acuerdo de Colaboración entre la Oficina Coreana y la Oficina Española para facilitar y acelerar la obtención de Patentes.</u>

— SPTO と KIPO の合意文書は、以下参照 −

Memorandum of Understanding on the Patent Prosecution Highway Between SPTO and KIPO (PDF)

(以上)